

令和7年度第2回 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和8年2月13日（金）

18:00～18:30

場所 登別市役所 議場

諮問

副市長から藤江会長代行へ、「国民健康保険税率等の改正について」の諮問を行った。

議案第2号

「国民健康保険税率等の改正について」

〈事務局〉

それでは、議案第2号「国民健康保険税率等の改正について」説明させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。

はじめに、改正の趣旨としましては、令和6年10月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、このことに伴い、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることとなりました。

本制度は、全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて被保険者から子ども・子育て支援金を徴収するものであり、同制度の開始に伴い、国民健康保険税の算定において、これまでの基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を加えるため、登別市税条例の国民健康保険税に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

保険税率及び課税限度額につきましては、3ページの諮問事項に記載のとおり、北海道が示す統一保険税率によるものです。

中段の表の右側の太枠部分に記載しておりますが、所得割として0.29%、均等割額として1,000円、18歳以上であれば100円が加算されることとなります。

平等割額は1,000円、課税限度額は3万円となります。

次に下段の表に家族構成ごとのモデルケースがございしますが、上から単身70歳、所得43万円以下の世帯は年額600円、単身30歳、給与収入が300万円では、6,700円、夫婦40歳、子どもが小学生2人で、夫の給与収入が400万円、妻の給与収入が90万円の世帯では、9,900円、夫婦70歳で夫の年

金収入が 250 万円、妻の年金収入が 60 万円の世帯では 5,300 円が課税されることとなります。

議案第 2 号「国民健康保険税率等の改正について」の説明は以上です。

議案第 3 号

「国民健康保険税の課税限度額の改正について」

〈事務局〉

続きまして、議案第 3 号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」説明させていただきます。

議案書の 8 ページをお開きください。

令和 8 年度の課税限度額について、国では基礎課税額分の法定限度額を現行の 66 万円から 1 万円引き上げて 67 万円とする改正が行われる予定です。

本市におきましては、平成 29 年度以降、課税限度額を法定限度額と一致させている状況にあり、北海道に納める国保事業費納付金の算定上においても、課税限度額は、法定限度額を基準に設定されているため、本市の課税限度額を引き上げない場合、制度上は北海道に納める納付金の財源不足が生じることとなりますので、今回の国の引き上げと同じタイミングで同額を引き上げたいと考えております。

議案第 3 号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」の説明は以上です。

(質疑・応答なし)

〈議長〉

質問がないようですので、議案第 2 号「国民健康保険税率等の改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

〈議長〉

賛成多数と認めます。

議案第 2 号「国民健康保険税率等の改正について」は原案のとおり可決されました。

〈議長〉

続きまして、議案第 3 号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」質

問等ございましたらお願いします。

(質疑・応答なし)

〈議長〉

それでは質問等がございませんので、議案第3号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

〈議長〉

賛成多数と認めます。

議案第3号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」、原案のとおり可決されました。

なお、諮問があったこれら2件については、後日、市長に答申することといたします。

報告第3号

「令和7年度国民健康保険特別会計決算見込について」

〈事務局〉

それでは、報告第3号「令和7年度国民健康保険特別会計決算見込について」説明させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。

はじめに、歳入の主な項目について説明します。

1款の国民健康保険税につきましても、1月末現在の調定額、収納率を前年度決算時及び前年度同期のものと比較し試算した結果、予算現額より約340万円少ない6億2,105万5,673円と見込んでおります。

4款の道支出金につきましても、歳出の保険給付費と同額が交付される普通交付金が保険給付費の執行残に伴い減額となるなど、予算現額から約1億7,786万円減の34億8,774万4,719円と見込んでおります。

7款の繰越金は、令和6年度決算における累積収支1億5,227万335円となります。

以上、歳入の合計は、予算現額である48億4,720万1千円に対し、1億6,071万8,567円減の46億8,648万2,433円となる見込みとなっております。

続きまして、歳出の主な項目について説明します。

まず、1 款の総務費につきましては、職員の人件費や収納対策事業、医療費の適正化に係る経費となりますが、1 億 1,904 万 6,127 円の執行見込となり、およそ 400 万円の執行残となる見込みです。

次に 2 款の保険給付費についてですが、1 月末現在での実績をもとにした試算で、34 億 246 万 1,698 円の執行見込となり、およそ 1 億 5,174 万円の執行残となる見込みです。

次に、5 款の保健事業費につきましては、人件費をはじめ、脳ドックや短期人間ドック、特定健診委託料などについて執行残が出る見込みであり、執行見込は 7,546 万 5,656 円、保健事業全体でおよそ 1,000 万円の執行残となる見込みです。

以上、歳出の合計は、予算現額の 48 億 4,720 万 1 千円に対して、46 億 2,339 万 4,870 円となる見込みであり、歳入から歳出を差し引いた実質収支見込額は約 6,300 万円となりまして、これが令和 8 年度へ繰り越される見込みとなります。

また、実質収支より歳入科目にあります繰越金を差し引き、歳出科目の積立金を加えた実質単年度収支見込額は、8,807 万 8,083 円の赤字となる見込みとなっております。

報告第 3 号「令和 7 年度国民健康保険特別会計決算見込について」の説明は以上です。

(質疑・応答なし)

報告第 4 号

「国民健康保険税の収納状況について」

〈事務局〉

それでは資料 5、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

1 2 ページをご覧ください。

まずは(1) 過去 3 年度の現年度分と滞納繰越分の収納率について、近隣市の状況を交えながらご説明いたします。

本市の令和 6 年度の収納率は、現年度分が 95.62%で、前年度と比較しマイナス 0.18 ポイント、滞納繰越分が 15.02%で、前年度と比較しプラス 0.03 ポイントとなっております。

また、室蘭市と伊達市の収納率につきましては、両市ともに現年度分、滞納繰越分いずれも本市を上回っている状況となっております。

次に(2) 道内市における収納率の順位について、本市の令和 6 年度における現年度分の順位は 35 市中 20 位、滞納繰越分は 32 位であり、どちらも前年順位から変動はありません。

また、室蘭市と伊達市の順位について、両市ともに現年度分、滞納繰越分いずれも本市より上位に位置しております。

次に（３）１２月３１日現在の収納状況について、令和７年度の現年度分は前年度と比較して、調定額 538 万円の減少に対し、収納額は 455 万 8 千円減少、収納率は 0.16 ポイント減少しております。

また、滞納繰越分は調定額 466 万 8 千円の減少に対し、収納額は 158 万 9 千円増加、収納率は 1.36 ポイント増加しております。

続きまして 13 ページをご覧ください。

国民健康保険税の収納に関する取組についてご説明いたします。

まずは（１）納付方法別の収納状況について、口座振替の割合が全体の 38.65 パーセントを占めており、最も多くなっております。

今後も、口座振替の利用による納期内納付の推進を図るため、口座振替の利便性の周知と、利用の勧奨に取り組んで参ります。

また、近年はスマートフォン決済アプリやクレジットカードによるキャッシュレス決済による納付が徐々に増加しており、時間や場所を問わずいつでも納付が可能で利便性が高いことから、こちらについても周知と利用の勧奨に努めて参ります。

次に（２）収納対策に係る取組について、今年度は 4 月、7 月、10 月、1 月に催告書の送付と夜間納税相談窓口の開設を行っております。

直近では、本年 1 月中旬に催告書を送付したことに合わせ、1 月 22 日と 23 日の 2 日間、夜間納税相談を実施しております。

続きまして 14 ページをご覧ください。

（３）納税の催告に応じない者等に対する取組について、財産差押などの滞納処分を行っております。

これは、法令に基づき、滞納となった国民健康保険税を強制的に徴収する措置であり、本年 12 月 31 日現在で 31 件の差押を実施しております。

差押件数の内訳としましては、預金の払戻請求権が 16 件、その他として、給与の支払請求権が 4 件、年金の支払請求権が 2 件、生命保険金及び解約返戻金の支払請求権が 5 件、国税及び道税還付金の支払請求権が 3 件、刑務所収監者の領置金の返還請求権が 1 件となっており、配当額の合計は 222 万 1,074 円となっております。

今後も、国民健康保険事業の健全な運営及び、納税者との公平性を確保するため、現年度分の未納に対する更なる徴収強化を図るとともに、滞納処分を中心とした収納対策に取り組んで参ります。

国民健康保険税の収納状況についての説明は以上でございます。

〈委員〉

13ページに記載の催告書の送付は何名くらいに発送しているのでしょうか。

〈事務局〉

月によって上下しますが、大体400件から500件ほど送付しています。

報告第5号

「令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）について」

〈事務局〉

報告第5号「令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）について」説明させていただきます。

議案書の16ページをお開きください。

はじめに、全体の予算規模についてですが、歳入・歳出ともに令和8年度当初予算（案）は、45億9,850万円で、前年度に比べ2億4,470万円の減となっております。

では、まず歳入の主なものについてご説明します。

1款の国民健康保険税につきましては、賦課のベースとなる被保険者の所得、人員数、世帯数について、過去の推移から推計し、令和7年度の税率を据え置き調定額を算出しました。

収納率につきましては、一般被保険者現年課税分は令和7年度予算要求時と同値の96.5%、滞納繰越分についても前年度と同値の15.0%を見込んでおります。

現年課税分として新たに子ども・子育て支援納付金分の課税を1,500万円ほど見込みまして、結果、6億4,517万2千円を計上し、前年度当初と比較し、2,063万1千円の増となっております。

次に4款の道支出金ですが、前年度当初に比べ1億6,329万9千円減の35億231万2千円を計上しております。

次に6款の繰入金ですが、前年度当初予算では職員給与費及び事務管理などの繰入分を過小に予算計上していたこともあり、当初予算ベースでは前年度に比べ263万2千円増の4億939万3千円を計上しております。

次に歳出の主なものについて説明します。

1款の総務費は、職員給与費の増額など、国保システムのガバメントクラウド移行による必要経費などの影響から、前年度当初予算比110万7千円増の1億2,019万8千円を計上しております。

次に2款保険給付費ですが、前年度当初予算比1億5,710万円減の33億

9,649万3千円を計上しております。

昨年度に引き続き保険給付費を大幅な減額としておりますが、令和6年度まで、新型コロナウイルス感染症による受診控えの解消で、医療費負担が上昇することをにらみ、余裕のある予算計上を行ってきましたが、各年度の決算額及び令和7年度決算見込額を精査した結果、想定に反して医療給付費は年々逡減しており、予算額と決算額との差であります不用額が顕著に増加してきたことから、令和7年度予算要求のときから見直しを行い、下方修正を行ったところです。

次に3款の国民健康保険事業費納付金ですが、北海道全体の医療費の推計をもとに、各市町村における被保険者の所得水準や被保険者数・世帯数の全道におけるシェアに応じて北海道が算出したものとなっております、前年度当初予算比8,102万2千円減の9億4,355万8千円を計上しております。

最後に5款の保健事業費ですが、前年度当初予算比707万5千円減の7,894万1千円を計上しております。

令和7年度当初予算時の保健事業に係る人員体制として、4名を想定しておりましたが、令和6年度の体制と同様に令和7年度においても3名体制となり、令和8年度も3名での予算を計上しました。前年度比の減額分については、人件費分が主な減額の理由であります。

令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）についての説明は以上です。

〈委員〉

歳入の方で、子ども・子育て支援金分が1,500万円、これを差し引いても税収は増えるという予算でしょうか。

〈事務局〉

積算システムで自動計算される被保険者数や世帯数等を試算した結果を基に調定額を積算していきまして、予算上は子ども・子育て支援納付金分の1,500万円を上乗せしたとしても、なお延びるという見込みとなっております。

18時30分 閉会